

## 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の 令和4年度実施状況について

- この計画の推進に当たっては、計画に掲載された施策及び事業に関係する部局がそれぞれ協力しながら取り組みます。
- 計画の見直しについては、取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の令和5年度に検討します。
- 計画内で取り組む各施策の実施状況は、毎年度把握して公表することとしています。

### 計画の目標 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

| 基本目標                     | 施策の方向                     | 事業名称  | 事業内容  | 令和4年度実施状況   | 担当課          |
|--------------------------|---------------------------|---|---|---|--------------|
| I<br>教育・啓発の推進            | 1 市民への意識啓発                | 1 女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）を周知します。</li> <li>女性に対する暴力防止、性犯罪防止をテーマとした講座や講演会を開催します。</li> <li>パンフレット等を活用し、相談窓口を周知します。</li> <li>外国人のDV被害者に対して、パンフレット等で支援に関する適切な情報を提供します。</li> </ul>    | 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、「『女性による女性のための相談会』が必要な理由」と題したDV防止セミナーをオンラインで開催しました（視聴回数：78回/配信期間：令和4年11月1日～30日）。埼玉県と共催で、「すべての人にかかわる性暴力を知る」と題した性暴力防止セミナーをオンラインで開催しました（視聴回数：318回/配信期間：令和4年8月2日～28日）。DV相談センターのチラシ等を公共施設等に配架しました。また、市報及び男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」に相談窓口を掲載するとともに、相談案内チラシ及びDV防止啓発品をイベント等で配布しました。DV相談センターのチラシ等（英語版、中国語、朝鮮・韓国語）を外国人相談窓口へ配架しました。 | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          |                           | 2 女性に対する暴力防止のための情報提供  | 女性に対する暴力防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。   | 女性に対する暴力に関する資料や情報を収集し、市内に在住・在勤・在学の方を対象に資料の貸出しを行いました。  | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          | 2 学校等における人権教育等の推進         | 3 人権教育の推進   | 市立各学校では、教育活動全体を通じて人権の尊重を基盤として、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力など、男女共同参画の視点に立った教育を推進しています。また、豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践行動がとれるよう、「第3版人権教育指導プラン（教師用）」を活用した人権教育の充実を目指します。  | 市立学校の教職員を対象とした人権に関する各種研修会を開催するとともに、市立小学校35校の児童を対象とした「人権の花運動」を実施しました。市立小・中学校等より募集した最優秀賞と優秀賞受賞作品を掲載した人権文集「じんけん」を作成し、市立小・中学校等へ配布しました。また、「人権教育ニュース」を作成し、市立学校、人権教育集会所、公民館、図書館等へ配布しました。令和4年度は個別的な人権課題である「同和問題（部落差別）」、「子どもの人権」の指導案と、研究指定校の実践事例を盛り込んだ「ほほえみ～人権教育実践事例集～第5集」を作成し、各学校での活用を促進しました。   | 人権教育推進室      |
|                          |                           | 4 各種人権教育研修会の実施  | 市立学校における児童生徒、教職員、保護者の人権意識の高揚及び人権教育の推進を図るために、DVを含む人権教育研修会・講演会などを開催します。   | 校内における人権教育研修会の確実な実施に向けて、第1回人権教育主任研修会において、研修の進め方を示しました。その後、人権教育啓発ビデオ/DVDの貸出しや人権教育講演会の講師紹介など、市立各学校の人権教育研修会や講演会の開催を支援しました。   | 人権教育推進室      |
|                          |                           | 5 さいたま市教職員行動指針の促進【新規】   | 教職員としてあるべき姿、学校現場や社会等さまざまな場面で求められる教職員の行動が具体的に記してあり、教職員が常に意識すべき行動指針として定めたものです。この指針をもとに、全ての教職員がこれまでの行動を改めて見直し、共通の認識のもと、使命感を持って教育活動をすすめることができるようになることを目指します。  | 「未来を拓く学校づくり推進運動」と題し、全校に対し、服務に関する研修を行うよう通知しました。服務に関する研修の際には、「さいたま市教職員行動指針」及び「不祥事根絶のための校内研修事例集」の活用を促し、教職員の規範意識や使命感を高めることができるよう、管理職を通じて指導しました。   | 教職員人事課       |
|                          |                           | 6 非行防止に向けた取組【新規】  | 児童生徒の発達段階、校内外の非行・問題行動の実態を踏まえ、(1)規範意識の醸成に関する(2)薬物乱用の防止に関する(3)いじめ、暴力行為、窃盗、その他の非行・問題行動の防止に関する(4)インターネット及び携帯電話のトラブル等に関する(5)犯罪被害防止に関する(6)命の尊さ、大切さなどに関することなどの内容について、非行防止に向けた取組を実施します。   | 「令和4年度非行防止に向けた取組」は、市立小・中・高等・中等教育学校において100%の実施率でした。また、市立小・中・高等・中等教育学校において、薬物乱用防止関係に取り組んだ学校は97.5%、ネットトラブル関係に取り組んだ学校は97.5%でした。コロナ禍を鑑み、オンラインやDVD動画を活用するなど、形態の工夫をしながら実施する学校が見られました。  | 指導2課         |
| 3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充 | 7 デートDV防止出前講座の実施          | DV及びデートDVの予防のため、学校等関係機関と連携を図り若年層を対象とした、出前講座を実施します。  | デートDV防止出前講座をオンラインで実施しました（埼玉大学：1,294名）。ジェンダー平等出前講座を実施しました（市立高校・中学校教諭向け：17名、埼玉大学：1,056名）。   | 人権政策・男女共同参画課  |              |
|                          | 8 デートDVの防止・啓発             | <ul style="list-style-type: none"> <li>市立中学校及び高等学校の生徒に対して、デートDV防止啓発リーフレット等を作成し、配布します。</li> <li>市立中学校及び高等学校教職員に対しても、デートDV防止の視点を踏まえた研修会を開催します。</li> </ul> | デートDV防止啓発リーフレットを市立中学校及び高等学校の各2年生に配布しました。その際、各学校に夏休み前の集会等で説明しながら配るなど効果的に活用するよう促しました。また、講師を招き、市立高等学校・中等教育学校の人権教育主任及び養護教諭並びに市立中・中等教育学校教諭及び養護教諭の希望者を対象としたデートDV防止研修会を開催しました。管理職研修会や人権教育主任研修会など各種研修会においては、デートDVを含む人権課題の状況を説明しました。 | 人権教育推進室   |              |
|                          | 9 若年層が相談しやすい環境の整備         | 若年層に向けた相談窓口の周知を強化します。   | 市内の3つの高等学校の全3年生に「相談案内チラシ」を配布しました。「相談案内チラシ」には、男女共同参画相談室で実施している相談窓口をはじめ、関連する相談窓口を記載するとともに「支配のチェックリスト」やAV出演被害問題とその相談窓口を記載しました。   | 人権政策・男女共同参画課  |              |
| II<br>被害者の早期発見と相談体制の充実   | 1 早期発見・通報体制の整備・充実         | 10 通報体制の整備  | 庁内、庁外関係機関との連携をより強化し、DV被害者の早期発見に努めます。  | 民間、行政などの関係機関が綿密で実効性が高い連携を図るため、従来の「さいたま市DV防止対策関係機関連携会議」を見直し、「DV防止対策関係機関ネットワーク会議」へ再編成し、年4回（代表者会議2回、実務者会議2回）実施しました。DV被害者への理解を深めるとともに、相談者の心理的負担を軽減し、よりよい支援体制を充実させることを目的に、男女共同参画相談室研修を実施しました。  | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          |                           | 11 通報体制の周知  | DV被害者の早期発見の努める必要があるため、男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」などにおいて、DV相談や悩み相談などの各種相談窓口について周知します。   | 男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」において、DV電話相談や悩み相談などの各種相談を周知しました。   | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          |                           | 12 被害者の緊急時における一時保護  | 面接相談などにより緊急一時保護が必要と判断した場合は、県へ一時保護を依頼します。  | 一時保護にあたり福祉事務所、児童相談所等関係機関への連絡・調整を実施し、婦人相談センター等への入所を依頼しました（入所件数：13件）。   | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          | 2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実      | 13 DV相談事業   | さいたま市DV相談センターにて婦人相談員がDV被害者の相談に応じ、必要な情報提供を行う「女性のDV電話相談」を実施します。   | 女性の悩み電話相談（7,964件うちDV相談1,036件）、法律相談（139件）、心の健康相談（22件）を実施しました。  | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          |                           | 14 男性DV被害者支援に向けた調査・研究【新規】   | 本市の男性DV被害者対策の検討に向け、国、県、他市、民間団体等での対応を調査、研究します。   | 男性DV被害者の相談も受けている「男性の悩み電話相談」において、相談体制の充実を図るため、相談員、相談日時等を見直しました。被害者支援のため令和5年度よりDV被害者等緊急宿泊提供事業を実施することとし、要綱を策定しました。   | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          |                           | 15 相談共通カードを活用した自立支援   | 相談共通カードを活用し、相談者に必要な事務手続きの案内、二次的被害の未然防止及び自立支援を図ります。  | 二次的被害の未然防止及び自立支援を図るため、事務手続きの案内が必要な相談者に対し、相談共通カードを活用しました。また、DV被害者共有シートを作成し、二次的被害の未然防止を図るため、関係各課へ情報共有の際の活用を依頼しました。  | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          | 3 相談体制の強化と周知              | 16 婦人相談員研修の実施   | 婦人相談員の資質向上のため、DV相談に関する専門家を講師に招き、研修及びスーパービジョンを実施します。   | 婦人相談員の資質向上のための相談員会議（毎週）及び研修（13回、うち外部講師による事例検討4回）を実施しました。  | 人権政策・男女共同参画課 |
|                          |                           | 17 住民相談事業   | 各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDVなどの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。  | 弁護士による法律相談（民事一般）を実施しました（総件数2,501件のうち、離婚及びDVに関する相談件数計384件）。  | 市民生活安全課      |
|                          | 4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮 | 18 多様な被害者への配慮   | <ul style="list-style-type: none"> <li>多言語による相談を実施します。</li> <li>高齢者、障害者の担当所管課等との連携体制を強化します。</li> </ul>  | DV相談センターのチラシ等（英語版、中国語、朝鮮・韓国語）を外国人相談窓口へ配架しました。また、日本語を母語としない相談者については、観光国際課へ通訳派遣を依頼し対応しました。支援にあたっては、相談者の年齢、障害等により担当所管とケース会議を行いました。   | 人権政策・男女共同参画課 |
| 19 外国人のための生活相談           |                           | 大宮区役所において、婚姻、国籍、労働、消費生活、在留などに問題を抱えるさいたま市在住の外国人に対し、日本の行政事務を熟知している在日外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスを行います。（言語は、英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語）                        | 大宮区くらし応援室において外国人相談を実施しました（相談件数：45件）。（毎週月曜日～木曜日の9時～12時。月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語（年度途中に休止）、木：中国語）。  | 市民生活安全課   |              |
| 20 多言語生活相談               |                           | さいたま市の国際交流の拠点である国際交流センターにおいて、外国人市民を対象とした中国語（火曜日）、英語（水曜日）、韓国・朝鮮語（木曜日）での相談を実施します。また、ボランティアによる簡易相談窓口（月～木曜日）を設置し相談・情報提供等を行います。                              | 国際交流センターにおいてサロンスタッフ（市民ボランティア）による簡易生活相談及びネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施しました（相談件数：250件）。（中国語：毎週火曜、英語：毎週水曜、韓国・朝鮮語：毎週木曜）また、上記の国際交流員による対応のほか、16か国語での相談対応を行うため、テレビ電話通訳サービスを整備しました。   | 観光国際課   |              |
| 21 多言語による生活情報誌の発行        |                           | 外国人市民が、地域の一員として生活する上で必要な情報等を提供する、生活情報誌「ぶらら」を多言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語）で発行します。   | 市報information欄へ英文及びやさしい日本語での記事を掲載しました。多言語による生活情報誌「ぶらら」を発行しました（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語 年5回発行）。外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介する情報誌等を配布しました。  | 観光国際課   |              |

# 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の令和4年度実施状況について

- この計画の推進に当たっては、計画に掲載された施策及び事業に関係する部局がそれぞれ協力しながら取り組みます。
- 計画の見直しについては、取組の進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の令和5年度に検討します。
- 計画内で取り組む各施策の実施状況は、毎年度把握して公表することとしています。

## 計画の目標 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

|                       |                   |                      |   |  |   |   |   |
|-----------------------|-------------------|----------------------|---|--|---|---|---|
| III 被害者の保護と自立支援の充実    | 1                 | 安全な保護体制の整備           | 22  | 母子緊急一時保護事業   | 現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にして生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある母子（子は義務教育修了前に限る）を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。  | 緊急に一時保護を必要とする母子（義務教育修了前）の母子生活支援施設入所と必要な保護を実施しました（入所件数：5件）。  | 子ども家庭支援課                                    |
|                       | 2                 | 被害者及びその関係者に係る情報の保護   | 23  | 住民基本台帳の閲覧等の制限  | 被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者およびその関係者に関する情報管理を徹底します。  | 被害者情報の保護のための支援措置を実施しました。支援措置対象者（申出者847件、申出者とあわせて支援を求めめる者の数815件（令和4年12月現在））。   | 区政推進部                                       |
|                       | 3                 | 自立を支援する各種制度の周知と充実    | 24  | ひとり親家庭等相談  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員が就業についての相談や生活相談に応じます。  | ひとり親家庭からの就業相談や生活相談に応じ、ひとり親家庭の福祉の向上に努めました（生活相談：1,868件、うち就労相談：1,279件）。  | 子育て支援課<br>（R4年度：子育て支援政策課）                   |
|                       |                   |                      | 25  | ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業  | ひとり親家庭の母等の就業・自立をより効果的に促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。   | ひとり親家庭等を対象にした相談から就業までの一貫した就業支援サービスを提供しました。また、自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給しました（自立支援教育訓練給付金支給件数：8件、高等職業訓練促進給付金受給者：56名）。   | 子育て支援課<br>（R4年度：子育て支援政策課）                   |
|                       |                   |                      | 26  | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業   | 経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、技能習得資金や修学資金の貸付けを行います。  | 母子家庭の母等を対象に、技能習得資金や子どもの修学資金の貸付を実施しました（貸付件数：25件、貸付金額：15,697,498円）。   | 子育て支援課<br>（R4年度：子育て支援政策課）                   |
|                       |                   |                      | 27  | 多重債務者生活再建安心プログラムの実施  | 職員（消費生活相談員）が多重債務者の発見を行い、庁内外の関係機関への案内等連携を図ることで、多重債務問題に起因する諸問題の総合的解決に向かうよう消費生活相談を実施します。   | 多重債務者への相談窓口の開設及びその周知を適切に行い、相談に際し埼玉弁護士会等の関係機関への案内等連携を図りました（多重債務に関する消費生活相談：101件）。   | 消費生活総合センター                                  |
|                       |                   |                      | 28  | 生活保護（被害者の生活の支援）  | 生活に困窮する被害者の最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援を行うため、生活保護法に基づき、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行います。  | 婦人相談センターに入所した者のうち、生活保護法の適用が必要者に対しては生活保護を適用し、社会復帰や生活支援を実施しました（令和4年度：3世帯）。  | 生活福祉課                                       |
|                       |                   |                      | 29  | 民間賃貸住宅への入居支援   | DV被害者等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。  | DV被害者等の住宅確保要配慮者に対し、「賃貸住宅入居支援の案内」等を配布するとともに、協力不動産等の情報提供を行うことにより、民間賃貸住宅への入居を支援しました。また、埼玉県宅建物取引業協会を通じ、賃貸人への入居促進に向けた啓発を行いました。   | 住宅政策課                                       |
|                       | 30                | 市営住宅の提供              | DV被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認め生活の場を提供します。                               | DV被害者で住宅に困窮する方のために市営住宅を確保しました。また、市営住宅入居者の募集手続きにおいて、母子・父子世帯などに対する優遇措置を実施しました。   | 住宅政策課   |   |   |
|                       | 31                | 犯罪被害者等支援事業【新規】       | 市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援をします。 | 広報啓発については、8月と1月に関係機関と連携して市民向けのセミナーを開催しました。また、リーフレットを作成し、市立中学校と市立高校の1年生への配布や、庁内関係部署、市内7警察署への配架を行いました。相談については、40件の対応を行い、そのうち3件に見舞金の支給を行いました。 | 市民生活安全課   |   |   |
| 4                     | 心身の健康回復への支援       | 32                   | 精神保健に関する支援  | 被害者が自分の心と向き合い自分らしい人生を取り戻すための講座として「傷ついた心のケア講座」を実施します。また、必要な方には専門家によるカウンセリングを実施します。  | カウンセリング希望者に対する「こころの健康ガイド」活用と、医療機関についての情報を提供しました。また、精神保健福祉士によるカウンセリング（24件）を実施しました。男女共同参画推進センターにおいて「傷ついた心のケア講座」を実施するとともに、団体と共催で「あおいそら こころのケア講座」を実施しました。   | 人権政策・男女共同参画課  |   |
| IV 子どもの安全確保及び必要な支援の充実 | 1                 | 保育・就学支援              | 33  | 保育施設利用における優先入所   | 保育施設利用の際の利用調整（選考）において、虐待又はDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な子どもは保育施設利用の必要性が高いものとして、優先的に保育施設へ入所できるように配慮します。  | 虐待又はDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な子どもは保育施設利用の必要性が高いものとして、優先的に保育施設へ入所できるように配慮しました。   | 保育施設支援課<br>（R4年度：保育課）                       |
|                       |                   |                      | 34  | 放課後児童クラブの優先入室  | 入室を希望する方が各放課後児童クラブの定員を超え、選考になった場合、入室を必要とする理由や世帯状況などを指数化し、その指数が高い方から入室となります。DV被害者の入室申込の場合は相談センター等が発行する証明書の提出により、ひとり親家庭と同様に入室の必要性が高いものとみなし、指数を高く設定することで、優先的に入室できるように配慮します。  | DV被害者が優先的に入室できるよう、相談センターが発行する証明書の提出等により、入室選考の際に加点を行いました。  | 幼児・放課後児童課<br>（R4年度：青少年育成課）                  |
|                       |                   |                      | 35  | 児童生徒の就学支援  | 住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じ、就学援助制度について案内を行います。   | DV被害を理由として緊急避難してきた児童生徒に対し、居住事実の確認により、学校を指定し、就学支援を実施しました。また、必要に応じ、生活保護又は就学援助制度を案内しました。   | 学事課   |
|                       | 2                 | 子どもの心のケア             | 36  | 子ども（思春期）の精神保健相談の実施   | 「子どもの精神保健相談室」にて、小学校4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に電話や面接等にて心の問題に関する相談を行っている他、グループ活動による支援を実施しています。  | 小学校4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に、電話相談（毎週火・金曜日、9時～17時）及び必要に応じて面接相談を実施しました。また、子どもや家族の支援を目的とした集団心理教育プログラムを実施しました。  | こころの健康センター                                  |
|                       |                   |                      | 37  | 子ども家庭総合センター総合相談事業【新規】  | 「なんでも子ども相談窓口」などの総合相談窓口において、相談サービスを実施します。また、子どもや家族が抱える多様な問題を解決するために、専門相談機関等と連携を密に図り、迅速にサービスのコーディネートを行います。  | 「なんでも子ども相談窓口」において、様々な相談に対応するとともに専門相談機関と連携した支援を行いました（相談件数：4,426件）。   | 子ども家庭総合センター<br>総務課                          |
|                       |                   |                      | 38  | 教育相談推進事業   | 複雑化・多様化する児童生徒の状況への早期発見・早期対応のため、学校に配置・派遣しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員と教員が連携して組織的な対応ができるよう校内教育相談体制の充実を図ります。また、「24時間子どもSOS窓口」の電話相談や「SNSを活用した相談窓口」を実施するとともに、自殺予防に向けた取組として市独自のカリキュラムである「『いのちの支えあい』を学ぶ授業」を市立小・中・高等・中等教育学校で実施します。 | 市立学校や市立教育相談室にスクールカウンセラーをはじめとする専門の相談員等を配置するとともに、電話やSNSを活用した相談窓口を設置し、児童生徒や保護者等に対し、教育相談を行いました。令和4年度は、SNSを活用した相談窓口を年末年始にも実施し、市立中・高等・中等教育学校の全生徒を対象に、4月18日（月）～令和5年3月30日（木）の期間を受付期間としました。さらに、受付開始時間と終了時間をそれぞれ30分ずつ延ばし、午後6時00分～午後10時00分の時間で相談を実施しました。「『いのちの支えあい』を学ぶ授業」では、専門職等を活用し、援助希求の大切さを理解し、SOSを出すことのできる態度やスキルを育成する授業を、市立小・中・高等・中等教育学校で実施しました。 | 総合教育相談室                                     |
| 3                     | 児童虐待の早期発見・通報体制の充実 | 39                   | 24時間児童虐待通告電話の充実   | 児童虐待通告電話を24時間365日実施しています。  | 児童虐待通告電話を24時間365日実施し、夜間休日においては1,058件の電話（虐待通告300件、その他758件）を受けました。  | 北部・南部児童相談所  |   |
| V 関係機関等との連携協力         | 1                 | 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化 | 40  | 関係機関支援ネットワーク【新規】   | 「（仮）関係機関ネットワーク会議」を設置し、年間4回開催します。<br>・代表者（課長級） 年間2回<br>・実務者（担当者） 年間2回  | これまでの「DV防止対策関係機関連携会議」を見直し、DVの予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を総合的に検討することにより、DVの根絶へ寄与することを目的に、「DV防止対策関係機関ネットワーク会議」を設置しました。代表者会議、実務者会議をそれぞれ2回実施し、DVの現状に関する報告及び事例研究、情報交換等を行いました。   | 人権政策・男女共同参画課                                |
|                       |                   |                      | 41  | 相談体制マニュアル等の作成【新規】  | 庁内・庁外関係機関が持つ最新の福祉資源の把握や他市で実施している先進的な支援策等を調査、研究し「（仮）DV対応マニュアル」を作成し、関係機関において活用します。  | 他市で実施している先進的な支援策等を参考に、DV被害者の支援にあたり、必要な情報を提供できるよう、福祉資源や支援策等をまとめた資料を作成しました。また、DV被害者共有シートを作成し関係所管間の情報共有の際の活用について依頼しました。  | 人権政策・男女共同参画課                                |
|                       |                   |                      | 42  | 民間団体への支援   | DV被害者保護に取り組む民間団体を対象に、補助金を交付します。   | 「さいたま市民間緊急一時避難施設補助金」を2団体に交付しました。また、民間シェルター等の先進的な取組を支援するため、国庫補助金を活用した「さいたま市性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」を1団体に交付しました。   | 人権政策・男女共同参画課                                |
|                       |                   |                      | 43  | 要保護児童対策地域協議会事業【新規】   | 児童虐待の発生予防から家族の再統合に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、「要保護児童対策地域協議会代表者会議及び区会議」などを開催し、関係機関の連携強化を図ります。<br>※令和2年4月より、配偶者暴力相談支援センター所管が代表者会議に加え、区会議へ参画したため、新規事業とします。  | 要保護児童対策地域協議会を開催しました（代表者会議：1回、区会議：10回）。  | 子ども家庭支援課                                    |
|                       | 2                 | 職務関係者による配慮           | 44  | 関係者研修の実施   | 関係機関等の職員を対象にDV予防・防止啓発及び被害者情報の取扱に関する研修を行います。   | 婦人相談員の資質向上のため、研修を13回実施しました。また、DV被害者への理解を深めるとともに、相談者の心理的負担を軽減し、よりよい支援体制を充実させることを目的に、男女共同参画相談室研修を実施しました。  | 人権政策・男女共同参画課                                |
|                       |                   |                      | 3   | 調査研究の推進  | 45  | 加害者対策に関する調査研究【新規】   | 本市のDV加害者対応の検討に向け、国、県、他市、民間団体等での対応を調査、研究します。 |
| 4                     | 苦情の適切かつ迅速な処理      | 46                   | 苦情処理の取組   | 被害者支援への取組に対する苦情に対して、苦情を受けた際には別の相談員による対応を実施します。   | 相談者から対応について苦情を受けた際、別の相談員による再相談を実施しました。  | 人権政策・男女共同参画課  |   |